December, 2025

THY
Taiwan International
Law Offices

NEWSLETTER

# 企業 M&A における「のれん」概略
## ―日本の規制改革の現況―

2022 年から、日本は「スタートアップ育成 5 か年計画」を打ち出し、政策の推進と制度改革を通じて、スタートアップ企業の成長と発展を促すほか、人材・技術・資金など多方面にわたる強化を目指している[1]。こうした中、日本の多くのスタートアップ企業は M&A を成長戦略の一つとしており、M&A という手法を採ることにより、資金の調達先を獲得できるだけでなく、技術開発や市場拡大に尽力し、親会社を介した迅速で安定した販売経路の獲得とサプライチェーンの統合も行うことができる。スタートアップ企業にとって、M&A は競争優位性を高める有効な手段となっている[2]。

しかし、企業の M&A に随伴して、日本が現在採用している「のれん」の会計処理制度に関するマイナス面が浮き彫りとなっている。この課題を解決するため、日本の内閣府は 2025 年 3 月 28 日に規制改革推進会議を開催し、関連する部門、企業及び協会の意見を聴取し、同年 5 月 28 日に今後の改革の方向性を公表した。

今回の規制改革推進会議では、関連資料により、日本の企業 M&A の規模は米国に比べてはるかに及ばないことが指摘された。2024 年の M&A 統計を例にとると、日本の M&A 件数は 4,000 件余り、その金額は 10 兆円程度であるのに対し、米国の M&A 件数は 15,200 件に上り、金額は 1.6 兆米ドル（日本円にして約 270 兆円）にも達している。そして、日本の長年の慣習である「のれん」の償却制度が、こうした落差を生む一因であるとみなされている[3]。

本稿では、日本ののれんの会計制度改革を機に、のれんの定義とそれが企業 M&A に及ぼす影響について説明する。

### 1. のれんの定義

いわゆる「のれん（good will）」とは、企業が M&A 取引において、売手企業の識別可能な純資産を上回って支払われる金額をいう。企業の純資産と実際に支払わ

[1] 内閣官房，スタートアップ育成ポータルサイト
[2] 内閣府，スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の見直しについて，参考資料 1，頁 2，2025 年 03 月。
[3] J-GAAP における「のれん定期償却」の現在地と M&A プレイヤーの声 （提言補足資料）資料 1-2，頁 4，2025 年 03 月。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

れた金額の差額が、「のれん」である。のれんは、売手企業が有する技術、ブランド力又は将来の収益性などに対する期待を反映するもので、会計上は無形資産の一種として分類される。

関連する会計処理基準の規定により、資産価値が減損する場合、企業はその損失について減損損失を計上しなければならない[4]。のれんは通常多額の金額を伴うため、会計上における減損処理の方法によっては、財務諸表に示される経営状況に影響するだけでなく、更には投資家の判断をも左右することになる。

## 2. 日本の「のれんの償却」制度が直面する課題

国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準第 3 号（IFRS3）において、2004 年以降、のれんの償却を廃止し、毎年「減損テスト」[5]を行う方式に改めることが規定された。現在、多くの国がこの方針に追随する[6]中、日本は依然として「のれんの償却」の方式を維持している。

のれん価額の計上は、会計処理において、主に「のれんの償却」と「のれんの減損」の二つに分けられる。いわゆる「のれんの償却」とは、のれんの価値が時間の経過とともに減少するという考え方に基づき、一定の年限にわたって費用として分割して計上し、損益計算書において年次ごとに償却することをいう。この方法は、処理が簡便であるものの、のれんが費用として計上されている償却期間は、企業の利益が低下しているようにみえる。この結果、のれんの償却制度に馴染みのない投資家は、企業の収益を過小評価してしまう可能性がある。

これに対し、「のれんの減損」は、のれんの価値は必ずしも時間の経過とともに減少していくとは限らないという認識に基づいている。形式化された償却法とは対照的に、「減損テスト」を毎年行うことにより、のれんの帳簿価額がその実際の価値を上回っているかを評価し、減損が生じている場合にのみ、費用として計上する。減損テストは手順が複雑で、コストが高めではあるものの、毎年の減損テストを通じて、のれんの実質的な価値の変動が適時に反映され、企業の利益も長期的に圧迫されずに忠実に示されることになる。

のれんの償却が企業 M&A にもたらす課題の具体的な例としては、まず、M&A

[4] 企業会計準則公報第 19 号
[5] International Accounting Standards Board, IFRS 3: Business Combinations, 2004.
[6] アメリカは国際会計準則を採用してはいないが、2001 年より主に減損テストを採用している。Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 142: Goodwill and other intangible assets, 2001.; Financial Accounting Standards Board. (2014).Accounting Standards Update No. 2014-02: Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350): Accounting for Goodwill. を参照のこと。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

により発生した多額なのれん価格を償却することは、長期的に将来の収益を圧迫し、成長段階又は事業再生期にある企業にとっては大きな足枷となる。また、のれんの償却が収益を圧迫している状況は、買手企業に対する金融機関の融資意欲にも影響を与える可能性がある[7]。更には、日本の会計基準を採用している企業と、国際会計基準を採用している企業が M&A の競争相手である場合、売手企業のフィナンシャル・アドバイザーは、買手企業の評価に際し、日本の会計基準を採用する企業を早い段階で候補から除外する傾向がある。その理由は、前者がのれん償却のコストを負担する必要があり、価格競争において相対的に劣勢な立場に置かれるためである[8]。

このように、のれんの償却は、現在の金融市場の競争において、事実上あらゆる面で不利であるといえよう。このため、内閣府は改革推進会議の終了後、スタートアップ企業の M&A 促進という観点から、上述の課題を解消して、スタートアップ企業の M&A と成長に有利な金融環境を構築することを目的として、のれんの減損処理の採否ついて検討することを、経済産業省、金融庁及び企業会計基準委員会（ASBJ）などの関連機関に要請している[9]。

今後、日本が、関連する会計処理基準を見直し、国際会計基準との整合性を図るかどうかは、日本企業の国際競争力と日本の資本市場としての魅力に大きな影響を及ぼすであろう。その動向にはこれからも強く注目する必要がある。

[7] 内閣府，スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の見直しについて，資料 1-1，頁 2，2025 年 03 月。
[8] 内閣府，スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の見直しについて，会議議事録，頁 2-4，2025 年 03 月。
[9] 内閣府，規制改革推進に関する答申，頁 101-102，2025 年 5 月。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。